

八戸市立江陽小学校「いじめ防止基本方針」

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる「いじめのない学校」をつくるために、「八戸市立江陽小学校 いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下のように定める。

- 学校、学級、各活動等でいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- いじめに関係する児童の安全を保証する。
- いじめ問題について保護者・地域・関係機関との連携を深める。

2 いじめとは（定義）

【いじめ防止対策推進法 第2条 第1項】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査】における定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめを未然に防止するために（方針と対応組織）

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、児童が「わかった！できた！身についた！」を実感できる授業を、教師一人一人が心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習における達成感・成就感を育て、自己有用感を育むことができるように努める。そのために、いじめ対策委員会を設置し、各教員の指導を補佐する。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに荷担していることを周知する。

◆【指導のポイント】

- ・「いじめは絶対に許されないことである」という教員の態度と学級の雰囲気づくり
- ・命の大切さ
- ・一人一人がかけがいのない存在であること
- ・おもいやりの心
- ・規範意識
- ・自己有用感、自尊感情
- ・学習内容の基礎、基本の定着
- ・（親身な対応による大人の姿勢）

◆【指導場面】

- ・道徳の時間
- ・学級活動
- ・各教科、領域の「わかった！できた！身についた！」が実感できる授業
- ・縦割り班活動
- ・クラブ活動、委員会活動
- ・児童会活動（ふれあい集会、縦割り班活動、なかよしランドなど）

○研修主任は、「わかった！できた！身についた！」が実感できる授業づくりのための研修を中心となつて行う。また、道徳主任、特別活動主任とともに、各学級の道徳・特別活動の年間計画作成と指導状況の確認及び円滑な運営を支援する。

○道徳主任は、いじめを起こさない心の涵養を図るための企画運営をする（あそびタイム、ほのぼの活動、ほんわか言葉推進など）。

○特別活動主任は、児童会行事などの企画運営を通じ、いじめを起こさない心の涵養を図る。

○生徒指導主任は、校内外の状況を把握し、円滑に指導されるよう調整や支援をする。

○年度初めには年間計画作成、各学期末にはその反省をする機会を設け、運営する。

◆【いじめ対策委員会】

いじめの早期発見、早期対応、早期解決を行うための組織として「いじめ対策委員会」を設置する。いじめ対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、学年主任で構成する。

4 いじめの早期発見について（方針）

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうることであり、普段からの教師による気づきが重要である。また、教師は深刻な事態の見落としがないよう、いじめに限らず児童や保護者からの情報提供や相談などを適切に行う必要がある。さらに、校内での協力、連携、連絡、相談などの意識をもち、様々な方法や手段を講じることが肝要である。

◆【ポイント】

- ・当該児童の変化への気づき、積極的な声かけ、肯定的な受け止め
- ・関係児童との相談などによる状況把握
- ・周辺児童等からの情報収集
- ・教職員による情報交換
- ・校長、教頭への相談

◆【場 面】

- ・相談しやすい環境づくり（学級担任、養護教諭、学級担任以外の教員など）
- ・日常生活における観察等
- ・教職員による情報交換（随時）と共有
- ・教員全員による情報交換（職員会議時 月 1 回程度）と共有
- ・校内研修における情報交換（5 月、11 月）と共有
- ・Q－Uの実施と結果の活用（6 月、11 月）
- ・児童アンケートの実施（5 月、7 月、9 月、12 月、2 月）
- ・保護者との面談（7 月）
- ・児童面談（9 月）
- ・日常におけるチャンス相談

5 解決に向けた対応について

◆【方針と対応】

いじめが発見された場合、事実関係の早期把握が必要になる。その際、加害者・被害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題をとらえなければならない。発見者あるいは情報を受けた者は、校長に相談・報告し、校長の判断によりいじめ対策委員会を設置して対応する。いじめ対策委員会では、「網羅的・客観的な情報の収集」「情報の一本化（報告と分析）」「窓口の一本化」「拡大の防止」を基本に迅速に対応する。必要があれば、児童相談所や警察などの、関係諸団体との連携を図る。

判明した事実はあるだけ早く、当該児童とその保護者に知らせる。いじめられた児童や保護者へは、「あなた（たち）は悪くない」という一貫した態度を示し、心身の安全確保、特に心の安全を図る。今後の支援の在り方について、具体的な提案をし、家庭との連携を図る。また、いじめた児童や保護者には、「いじめは絶対に許されないことである」という厳しい姿勢で対応するとともに、今後の改善に向けての支援方針を示す。

校長に報告があった時点から、逐次、八戸市教育委員会（以下、市教委）に報告・相談し、上記にかかわらず指示に従う。

6 重大事態（とその疑い）への対応について

※重大事態とは

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめによる当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|---|

いじめ防止対策推進法 第二十八条より

重大事態が発生した場合は、校長が迅速に市教委に報告し、その指示を仰がなければならない。校内での対応は、いじめ対策委員会に、スクールカウンセラー等を加え、全児童とその保護者の精神面のケアや学校としての説明責任も視野に入れ、市教委の指示に従い、必要な措置を講ずる。

7 年間計画及び評価

◆【年間計画】

- ・ 通年 日常の指導（日常生活、道徳の時間、学級活動、各教科、各行事等）
- ・ 各月 1 回 全教職員によるいじめに関する情報交換
- ・ 4 月 方針の確認（読み合わせ）
- ・ 5 月 校内研修での情報交換（1 回目）、児童アンケートの実施
- ・ 6 月 Q－Uの実施（1 回目）
- ・ 7 月 児童アンケートの実施、いじめに関わる 1 学期反省、保護者との面談
- ・ 9 月 児童アンケート及び児童面談
- ・ 1 1 月 Q－Uの実施（2 回目）、校内研修での情報交換（2 回目）
- ・ 1 2 月 児童アンケートの実施、いじめに関わる 2 学期反省
- ・ 2・3 月 児童アンケートの実施、いじめに関わる 3 学期反省
いじめ防止基本方針についての見直し・改善

◆【評 価】

教職員による反省（各学期）、P T A役員会等による評価（適宜）、地域学校連携協議会による評価（年 1 回）等を基に、基本方針や対応、年間計画を見直し、教育課程編成会議で討議する。

8 その他

- ・ 本方針は、保護者や地域などに広く周知し、意見を受けるものとする。